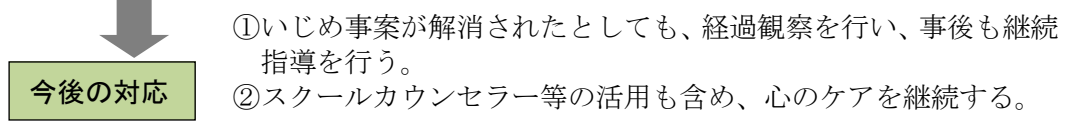
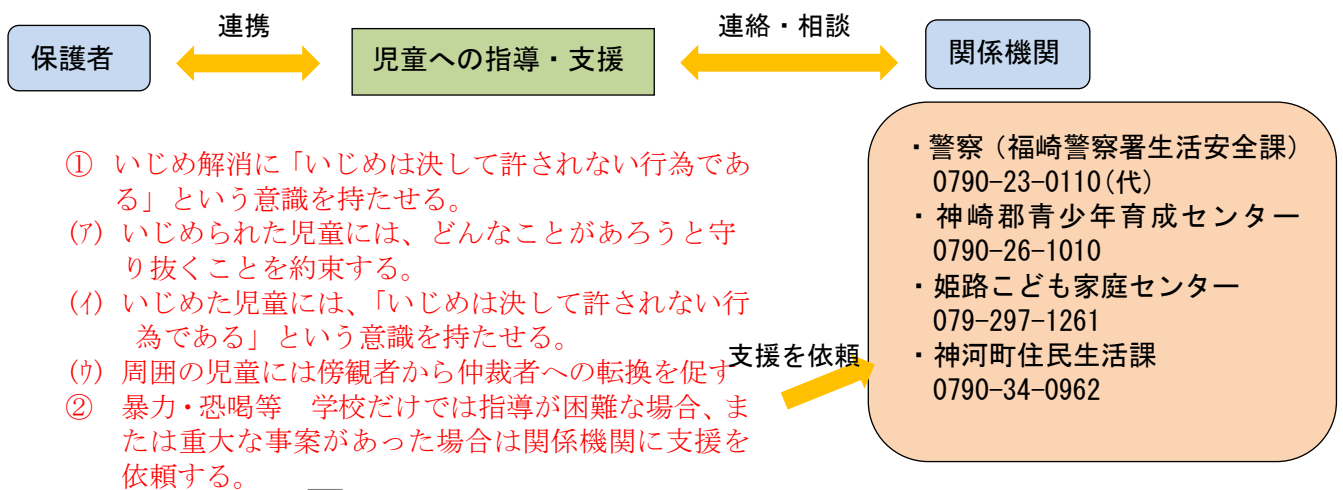
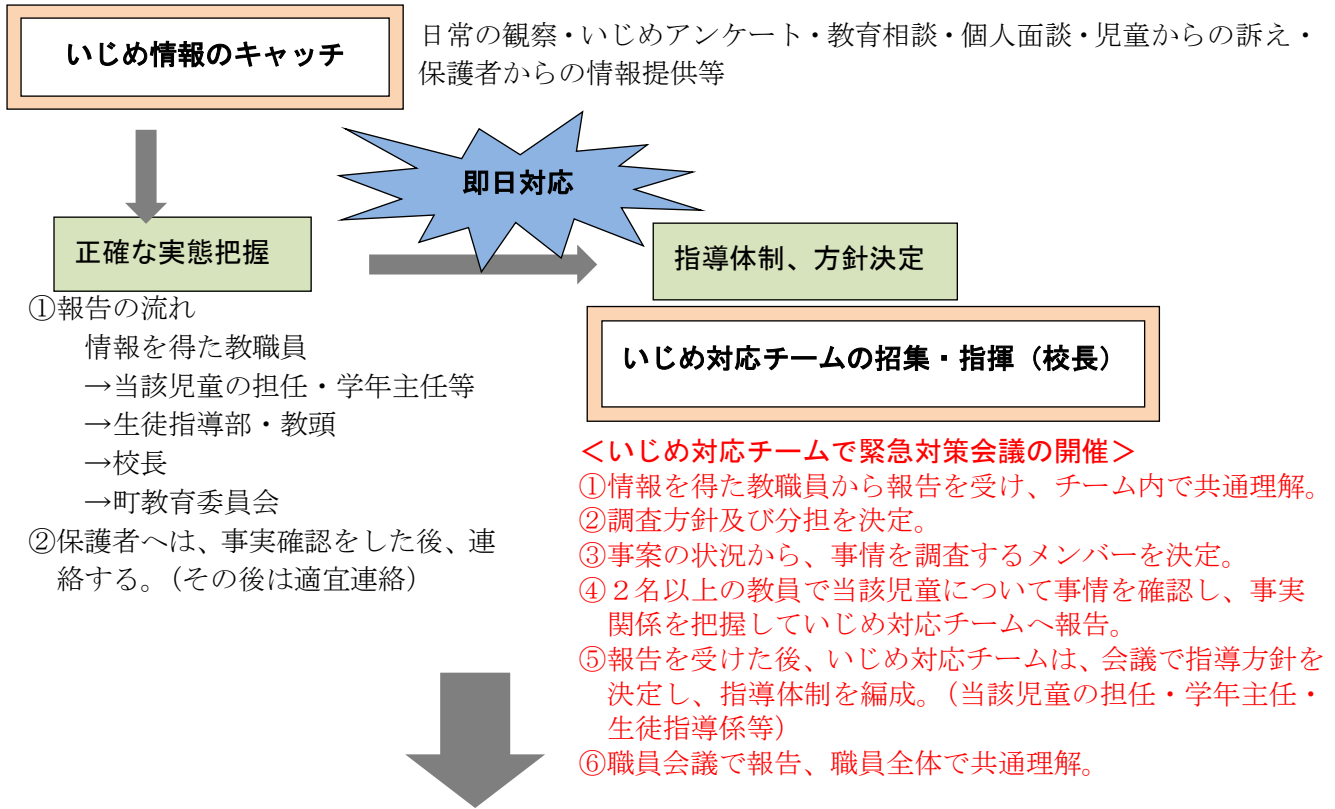


組織的対応



※児童の生命、心身又は財産に重大な被害が発生した疑いがあると認めた場合・相当の期間欠席を余儀なくされていると疑いのある場合

- ①速やかに町教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②町教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちが変わりにくく、いじめがエスカレートしやすいうちに、広範囲に広がる危険性がある。

- (ア) 児童・保護者に、ネットに関する正しい知識を提供する。法令に規定された保護者の責務に関する理解を深める。
- (イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を児童に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。